平成２５年（フ）第６９号
横浜市金沢区片吹67―18、破産手続開始決定時の住所秋田県横手市朝倉町５番７号　コーポ東５号
破産者　長谷山一明
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１０８６号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目38番地15
破産者　荒川　忠則
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０８７号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目38番地15
破産者　荒川　明美
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２４７号
神奈川県高座郡寒川町小動409番地10
破産者　山田　知治
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２４８号
神奈川県高座郡寒川町小動409番地10
破産者　山田　淳子
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０１１号
横浜市緑区中山町698番地１　ハイツ陽光３―102号
破産者　南　　哲雄
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２８９号
神奈川県大和市中央５丁目２番26―1003号
破産者　渋谷亜紀仁
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３２３号
神奈川県藤沢市善行１丁目22番地の16　第３デンドービルＢ―２
破産者　岡田　英子（旧姓末廣）
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１３号
神奈川県三浦市三崎町小網代400番地
破産者　浅葉　修一
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１３９号
富山市布瀬町南１丁目21番地19　セジュール布瀬
破産者　安榮　眞一
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８８号
長野県上田市国分1413番地　沢田１号、前住所長野県上田市腰越1329番地
破産者　小宮山俊治（旧姓竹花）
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１１２号
長野県上田市芳田1110番地１
破産者　市毛　　勝
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１５２号
長野県東御市本海野1496番地91
破産者　荻原　昭彦
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第７０号
岐阜県下呂市萩原町西上田2364番地697
破産者　清水　洋子
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
岐阜県高山市桐生町１丁目17番地　401
破産者　藤原　弘道（旧姓村田）
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第３号
佐賀市大財２丁目２番44―102号シャルムハウス大財、旧住所静岡県静岡市駿河区馬渕１丁目13番27号
破産者　伴野　順一
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８８号
神戸市西区玉津町高津橋407―１ハイツ高津橋105号室、住民票上の住所大阪府高石市綾園３丁目12番14号
破産者　三浦　彰久
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
和歌山県新宮市あけぼの４番58号　青沼マンション202号室、住民票上の住所和歌山県田辺市上秋津46番地
破産者　エコホームこと　畔田　　学
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第１０３０号
広島市中区西平塚町２番４―1003号
破産者　小武　幸紀
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部